

町がらの知らせ

○小規模埋立て等の許可申請について

①「一宮町小規模埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」により、町内における土地等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土地等の埋立て等を行なう場合は町に届出が必要です。

②「土砂等の埋立て等」とは、土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたま積を行なう行為をいいます。

③「小規模埋立て等」とは、土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行なう行為であって、土砂等による土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上、3,000平方メートル未満であるものをいいます。

④③に該当する場合は、小規模埋立て事業許可申請書を提出して下さい。(3,000平方メートル以上は県に届出をして下さい。)

※土地の所有者は土砂等の埋立て等を行なう者に対して土地を提供しようとするときは、当該土地等の埋立て等による土壤の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂等の埋立て等を行なう者に対して当該土地を提供することのないようにして下さい。

○空き地の管理・草刈のお願い

この時期、雑草が生い茂り、丈の高くなった雑草を放置しておくと交通の妨げや、不法投棄や病害虫発生の原因になります。

特に、空き地などは不法投棄されやすくなりますので、普段から所有している土地を見回るとともに、草刈りや柵を設置するなど適切な管理をお願いします。

■問合せ

都市環境課 ☎ 42-1430

きる人が短い引き綱で行いましょう。

⑥ねこは屋内で飼いましょう。ねこにいる他人への迷惑を防止でき、また、病気や交通事故等の危険からねこを守ることができます。

⑦公の場所や他人の敷地内で、犬やねこに排泄させるような迷惑行為はやめましょう。犬やねこには、排泄場所等のしつけをすることができます。

⑧適正に飼うことができない子犬・子ねこを増やさないために、不妊去勢措置をしましよう。

⑨動物は責任をもつて最後まで面倒をみましょう。どうしても飼えなくなつた場合は、新しい飼い主を探してください。見つからない場合でも、絶対に動物を捨てずに、動物愛護センター等に相談してください。

⑩愛護動物を虐待したり、捨てたりすると、法律により罰せられることがあります。

以上のことから、今後は『口座振替納付済通知書』の発送を廃止します。今後、領収書を希望される方には発行します。

ただし、『軽自動車税納付済通知書』については一部廃止しますが、車検で必要になる軽自動車分は今までどおり発行します。

○変更点その2『口座振替にて振替で生きなかつた方』に対する『納付書』の発送を廃止します

今まででは、口座振替にて納税されている納税者のうち、預金残高不足等により口座振替できなかつた納税者に、『納付書+督促状』を同封して発送していました。

口座振替制度は納税者の利便性を考え実施しており、また、振替日の1週間ほど前から振替実施日を防災無線にて放送していることを考え、

今後は、『自らの申し出(口座振替申請)によるものであるのに不履行』であるのを考慮して、口座振替できなかつた方に対する納付書の送付を廃止します。

①役場窓口へ来店し納付。
②預金残高不足のマンネリ化防止を考慮して、口座振替できなかつた方に対する納付書の送付を廃止します。

今後は、この方法にて納税をお願いします。

町民皆様のご理解ご協力をよろしくお願ひします。

○町税を口座振替している方へ

町では今年度から町税を口座振替されている納税者の方への対応を次のとおり変更します。

○変更点その1『口座振替納付済通知書』の発送を廃止します

今まででは、口座振替にて納税されている納税者の方に口座引落後に、『口座振替納付済通知書』を発行していました。しかししながら、このようなサービスを行っている千葉県内市町村はごくわずかであり、税務署や国税庁では銀行振込等では払込明細や引落明細が領収書相当との見解を示しています。

以上のことから、今後は『口座振替納付済通知書』の発送を廃止します。

今後、領収書を希望される方には発行します。

ただし、『軽自動車税納付済通知書』については一部廃止しますが、車検で必要になる軽自動車分は今までどおり発行します。

○変更点その2『口座振替にて振替で生きなかつた方』に対する『納付書』の発送を廃止します

今まででは、口座振替にて納税されている納税者のうち、預金残高不足等により口座振替できなかつた納税者に、『納付書+督促状』を同封して発送していました。

口座振替制度は納税者の利便性を考え実施しており、また、振替日の1週間ほど前から振替実施日を防災無線にて放送していることを考え、

今後は、『自らの申し出(口座振替申請)によるものであるのに不履行』であるのを考慮して、口座振替できなかつた方に対する納付書の送付を廃止します。

①役場窓口へ来店し納付。
②預金残高不足のマンネリ化防止を考慮して、口座振替できなかつた方に対する納付書の送付を廃止します。

今後は、この方法にて納税をお願いします。

町民皆様のご理解ご協力をよろしくお願ひします。

⑤犬の放し飼いは禁止されています。

犬を運動させる場合は、犬を制御で

財団法人千葉県動物保護管理協会

☎ 043-214-7814

■問合せ 税務課 ☎ 42-2114

国保の届出 こんなときには14日以内に届出を

世帯の全員または一部につぎのような異動があった場合、世帯主は必ず14日以内に国保担当窓口へ届け出てください。

こんなときには14日以内に届け出を!

こんなとき

届け出に必要なもの

国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	ほかの市区町村の転出証明書、印かん
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者ではない理由の証明書、印かん
	子どもが生れたとき	保険証、母子健康手帳、印かん
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	ほかの市区町村に転出するとき	保険証、印かん
	職場の健康保険に加入したとき／職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)、印かん
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印かん
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印かん
	外国籍の人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書
その他	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、印かん
	同じ市区町村内で住所が変わったとき／世帯主や氏名が変わったとき／世帯が分かれたり、一緒になつたりしたとき	保険証、印かん
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書、印かん
	保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分を証明するもの(使えなくなった保険証など)、印かん

国民健康保険の加入・脱退の届出を忘れずに

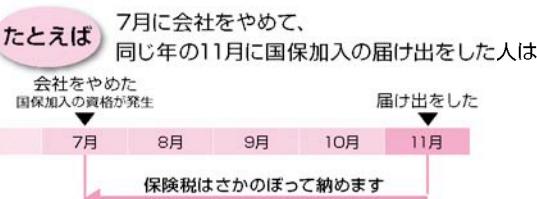
保険税の納付も確認しましょう

国保の届出は、自分から届出する必要があります。

保険税の納め方は

保険税は資格が発生した月から納めます

保険税を納めるのは、加入の届け出をしたときからではなく、国保の資格を得たときからです。届け出が遅れると、届け出をしていなかった期間の保険税もさかのぼって納めなければなりません。



年度の途中で加入したとき

保険税は毎年4月から翌年3月までの年度ごとに算出されますが、年度の途中で加入したら、保険税は月割りになります。

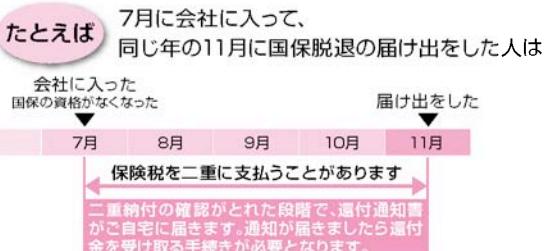
● 年度の途中で加入したときの保険税

$$\text{年間保険税} \times \frac{\text{加入した月から3月までの月数}}{12}$$

保険税の納め方は

届け出が遅れると保険税を二重に支払ってしまうことも

職場の健康保険に加入したとき、国保をやめる届け出をしないと保険税を二重に支払ってしまうことがあります。



年度の途中で脱退したとき

保険税は毎年4月から翌年3月までの年度ごとに算出されますが、年度の途中で脱退したら、保険税は月割りになります。

● 年度の途中で脱退したときの保険税

$$\text{年間保険税} \times \frac{4月から脱退した月の前月までの月数}{12}$$

「ねんきん定期便」を受け取られた皆さまへ

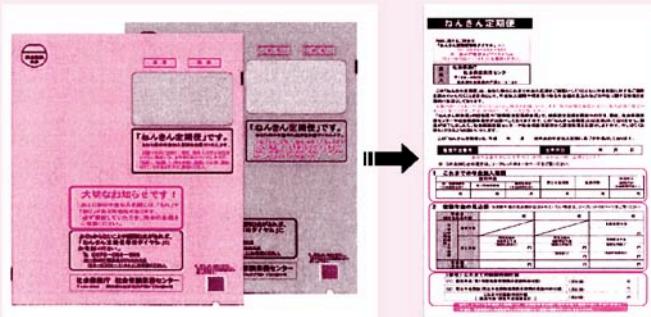
年金記録問題につきましては、皆様にご迷惑をおかけしております。改めて心よりお詫び申し上げます。この問題の解決のため、新たに、4月から現役加入者の皆さんに誕生月に「ねんきん定期便」をお送りしています。引き続き、皆様の、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

「ねんきん定期便」とは

年金記録を定期的にご確認いただけるよう、国民年金・厚生年金の現役加入者の方にお送りするものです。

平成21年4月から、2色の封筒により、誕生日にお送りしています。

- オレンジ色の封筒：年金記録に「もれ」や「誤り」のある可能性の高い方
- 水色の封筒：それ以外の方



「ねんきん定期便」で確認できることは

- ◆これまでの年金加入期間(共済組合の期間は記載しておりません。)
- ◆加入実績に応じた年金見込額(年金受給(支給停止の方も含む)の方は記載しておりません。)
- ◆年金加入履歴(共済組合の期間は記載しておりません。)
- ◆これまでの保険料納付額
- ◆国民年金保険料の納付状況
- ◆厚生年金保険の標準報酬月額等の月別状況

ご自分の年金記録等についてご確認ください。

オレンジ色の封筒の方は、同封のお知らせもご確認ください。

(お知らせ1)

年金加入記録に結び付く可能性のある記録のお知らせ

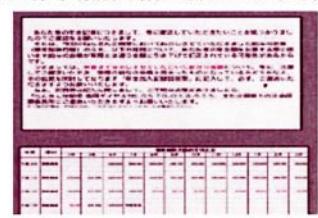
コンピューターでの名寄せ作業によって、年金加入記録に結び付く可能性のある記録が見つかった方には、記録の一部を記載したお知らせを同封しております(オレンジ色の封筒で送付)。十分にご確認いただき、ご自身の記録である場合には、回答票にてご回答をお願いいたします。



(お知らせ2)

標準報酬月額に誤りのある可能性のある記録のお知らせ

「ねんきん定期便」でお知らせした標準報酬月額に誤りのある可能性がある方には、実際とは違う金額に引き下げて訂正されている可能性がある部分を書きしたお知らせを同封しております(オレンジ色の封筒で送付)。十分にご確認いただき、その結果を回答票にてご回答ください。



**確認した
後の
手続きは**

「ねんきん定期便」に年金加入記録回答票(青色・白色)を同封しています。

- 青色の方:「もれ」や「誤り」がある場合も必ずご回答ください。

※青色の回答票は、「ねんきん特別便」にご回答いただいている方や、標準報酬月額に誤りのある可能性がある方などに同封されています。

- 白色の方:「もれ」や「誤り」がある場合のみご回答ください。

※「ねんきん特別便」において「もれ」や「誤り」の記録訂正のご回答をいただいた方におかれましては、改めてご回答いただく必要はありません。

なお、記録訂正の調査結果がお手元に届いていない方におかれましては、当該記録は「ねんきん定期便」には反映されておりません。調査結果につきましては、恐れいりますが、今しばらくお待ちくださいとお願い申し上げます。

「ねんきん定期便」に関するお問い合わせは

「ねんきん定期便専用ダイヤル」まで

0570-058-555(ナビダイヤル)

※IP電話、PHSからは「03-6700-1144」

■受付時間 月曜～金曜:午前9時から午後8時まで

第2土曜日:午前9時から午後5時まで

※「ねんきん特別便」に関するお問い合わせもお受けいたします。

※月曜などの休日明けや「ねんきん定期便」が届いた直後などは、電話が混み合い繋がりにくくなることがあります。

※電話番号をよくお確かめの上、おかげください。

大切な命を守るために

はじめに

近年、全国的に住宅火災による死者が増加する傾向があります。特に亡くなられた人のうち、半数は65歳以上の高齢者が占めています。今後高齢化が進むれば、さらに死傷者が増える恐れがあります。このような事態を防ぐため、昨年、「住宅用火災警報器」の設置を義務付ける消防法および長生郡市火災予防条例の改正が行われました。

住宅用火災警報器とは

住宅用火災警報器とは、火災の煙や熱を自動的に感知して警報を発する機器です。この住宅用火災警報器を設置することで、火災の発生を早期に知ることができ、逃げ遅れを防ぐとともに、被害を少なくすることができます。つまり、住宅用火災警報器は、家人の代わりに24時間、火災からご家族の安全を見張ってくれます。

改正条例の概要

改正条例では、住宅の所有者・管理者・占有者に、住宅用火災警報器の設置を義務付けています。

設置する場所は、下図の通り、寝室、階段、台所に設置することとしています。なお、警報器の設置位置やその他の技術基準には、スプリンクラーや自動火災報知設備が設置されている住宅についての、住宅用火災警報器の設置免除や特例があります。

新築住宅は、平成18年6月1日から義務化されています。又、現在お住まいの住宅は平成20年6月1日から設置することとなりました。

つけましたか？住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は、火災が発生した際に煙や熱に反応し火災を知らせてくれるものです。

すべての住宅に設置が必要です。



住宅用火災警報器の購入方法

住宅用火災警報器は、消防用設備取り扱い店、もしくは電気機器量販店、または、ホームセンターなどでも取り扱っています。

悪質訪問販売にご注意を

消防署や市町村・消防団が火災警報器を売り歩くことはありません。

また特定の業者に販売を委託することもありませんので、悪質な販売業者のまぎらわしい服装や言葉などに惑わされないように注意しましょう。



日本消防検定協会の
鑑定合格証
(NSマーク) がついて
いるものを選びま
しょう。

【悪質訪問販売についての相談】

・住宅用火災警報器相談室

(フリーダイヤル) 0120-565-911

【クーリングオフについての相談】

・千葉県消費者センター

☎ 047-434-0999

【その他のお問い合わせ】

・長生郡市広域市町村圏組合消防本部

予防課またはお近くの消防署へ

☎ (予防課) 0475-26-0119